

第3節

国際平和協力への取組

国連は、地域紛争への対処として、停戦合意成立後の紛争の再発防止のため、停戦や選挙実施の監視、復興・復旧援助などの国連平和維持活動を行っている。また、紛争や大規模災害などによる被災民などに対して、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などの国際機関や各国により、人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、救援や復旧活動が行われている。

このような活動などに協力して、より安定した安全保障環境の構築へ貢献するため、防衛庁・自衛隊は、国際平和協力業務や国際緊急援助活動への取組を積極的に行っている。

現在は、96（平成8）年から、輸送部隊などをゴラン高原に派遣している。なお、02（同14）年2月から施設部隊などを東ティモールに派遣していたが、本年5月、同国における国連の活動が大幅に縮小され、それに伴いわが国についてはその活動を終了することとなった。また、国際緊急援助活動に即応するため、各自衛隊は、派遣態勢の充実を図っている。

本節では、防衛庁・自衛隊が取り組んでいる施策や現在の活動などについて説明する。

自衛隊による国際平和協力業務

92.9～93.9	カンボジア国際平和協力業務
93.5～95.1	モザンビーク国際平和協力業務
94.9～94.12	ルワンダ難民救援国際平和協力業務
96.2～	ゴラン高原国際平和協力業務
99.11～00.2	東ティモール避難民救援国際平和協力業務
01.10	アフガニスタン難民救援国際平和協力業務
02.2～04.6	東ティモール国際平和協力業務
03.3～03.4	イラク難民救援国際平和協力業務※
03.7～03.8	イラク被災民救援国際平和協力業務※

：現在、活動中の国際平和協力業務
※ 4章1節（p199）参照

1

国際平和協力業務のしくみなど

(1) 国際平和協力業務の実施状況

92（平成4）年に「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（国際平和協力法）が成立した。自衛隊は、国連平和維持活動に対する協力としてカンボジア、モザンビーク、東ティモールへ部隊などを、また、人道的な国際救援活動に対する協力としてザイール（現コンゴ民主共和国）、インドネシア、パキスタン、ヨルダンへ部隊を派遣してきた。さらに、国連平和維持活動に対する協力として、96（同8）年以来ゴラン高原へ

1 国連決議に基づき、武力紛争当事者間の武力紛争再発防止に関する合意の遵守の確保その他紛争に対処して国際の平和と安全を維持するために国連の統括の下に行われる活動。

2 国連決議又はUNHCRなどの国際機関の要請に基づき、紛争による被災民の救援や被害の復旧のため、人道的精神に基づいて国連その他の国際機関又は各国が行う活動。

3 ①武力紛争の停止の遵守状況、軍隊の再配置、撤退、武装解除の監視、②緩衝地帯などにおける駐留、巡回、③武器の搬入・搬出の検査、確認、④放棄された武器の収集、保管、処分、⑤紛争当事者が行う停戦線などの境界線の設定の援助、⑥紛争当事者間の捕虜交換の援助をわが国は、PKF本体業務と呼んでいる。

4 本体業務を支援する医療、輸送、通信、建設などの業務を指す。

5 なお、この01（平成13）年の法改正においては、武器使用規定の改正も行われた（「50周年特集：PKOなどにおける武器使用規定、主要装備の変遷」を参照。）。

令部要員と部隊の派遣を継続している。

(2) 国際平和協力法と自衛隊が行う国際平和協力業務

国際平和協力法は、①国連平和維持活動¹、②人道的な国際救援活動²及び③国際的な選挙監視活動の3つの活動に対し適切かつ迅速な協力を行うための体制を整備し、より積極的に国際平和のための努力に寄与することを目的としている。また、同法では、国際平和協力業務の実施に当たっての基本方針（いわゆる参加5原則）が規定されている。

(3) 平和維持隊（PKF）本体業務³の凍結解除など

自衛隊の部隊によるいわゆるPKF本体業務については、内外のより広い理解を得てから実施するため、別に法律に定める日までの間は実施しないこととし、凍結されていた。その一方で、01（同13）年まで、自衛隊は平和維持隊の後方支援業務⁴など6回にわたる派遣を行い、着実に実績と経験を積み上げてきた。

このような努力に対し、わが国として、さらに積極的に国際平和協力を実施すべきとの国内外の期待が高まったことを受け、01（同13）年12月の国際平和協力法改正により⁵、当初凍結されていた平和維持隊（PKF）本体業務への部隊参加の凍結が解除された。

国連平和維持隊への参加に当たっての基本方針（参加5原則）



1 紛争当事者間で停戦の合意が成立していること。

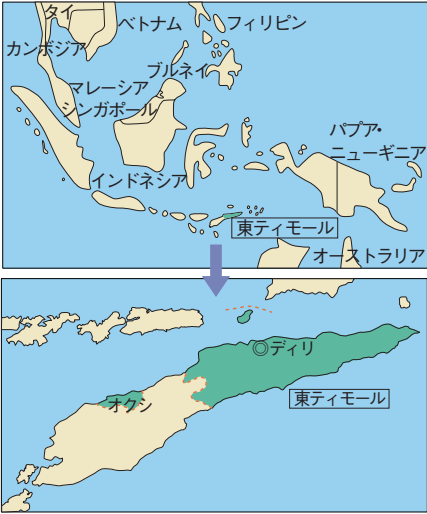
2 当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊へのわが国の参加に同意していること。

3 当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること。

4 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、わが国から参加した部隊は撤収することができること。

5 武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限度のものに限られること。

東ティモール周辺図



2 東ティモール国際平和協力業務などへの参加

東ティモール国際平和協力業務

(1) 東ティモール独立の経緯

東ティモールでは、74（昭和49）年、16世紀以降続いたポルトガルの植民地支配が終了後、東ティモール完全独立を目指す独立派とインドネシアへの統合を希望する統合派との間の闘争が激化した後、76（同51）年、インドネシアに併合された。しかしながら、併合後も独立派は、インドネシアへの併合は住民の意思を無視したものであるとして、ゲリラ活動が続けていた。99（平成11）年8月、東ティモールに広範な自治を認めるというインドネシア政府の提案について、その受け入れを問う東ティモール人による直接投票が行われ、自治案拒否（独立賛成）が多数を占める結果となった。しかし、その結果に不満を持

United Nations Transitional Administration in East Timor

United Nations Mission of Support in East Timor

1 UNTAETの後継のPKOで、東ティモールの国造りに対する協力を任務とする。02（平成14）年5月17日の国連安保理決議第1410号の採択により設立された。

UNMISETの概要



(2) 自衛隊の活動

わが国は、UNTAETが行う国連平和維持活動への参加に関し、国連からの要請を受け、02（同14）年2月から自衛隊の部隊などを派遣した。

同年 3 月から、陸自で編成された第 1 次派遣施設群 680 名は、同年 9 月までの約 7 か月間、第 2 次派遣施設群 680 名は昨年 3 月までの約 6 か月間、第 3 次派遣施設群 522 名は同年 10 月までの約 7 か月間、第 4 次派遣施設群 405 名は本年 6 月までの約 8 か月間、それぞれ道路・橋などの維持補修など後方支援分野の業務を実施し、本年 5 月、国連の活動が大幅に縮小されたことから、これに伴いわが国も本年 6 月をもってその活動を終了することとなった。

本活動は、自衛隊の行った国際平和協力業務における過去最大の人員派遣であり、また、初めて女性自衛官が派遣された。なお、派遣にあたっては、統合幕僚会議が輸送にかかわる調整を行い、海自の輸送艦、空自の輸送機などが、人員・資器材の輸送と補給支援を行った（たとえば空自の場合、輸送機を半年に1回の割合で派遣）。

派遣施設群は、道路・橋などの維持補修に加え、民生支援として小学校のグラウンドの敷地造成などを行い、また、現地住民との交流を活発に行うなど、わが国と東ティモールとの友好関係の構築に貢献した。また、オクシ地区に駐屯する韓国陸軍との交流も積極的に行い、自衛隊主催の演奏会への招待、韓国陸軍の貨物の積み卸しの支援などを通じて、自衛隊と韓国陸軍との信頼関係の強化にも寄与した。



給水作業を行う女性自衛官



文化交流の一環として子供たちに音楽指導を行う隊員

また、派遣施設群の交代時における規模の縮小と撤収に伴い、東ティモール政府からの要請に基づき、油圧ショベル、トラックなどの車両、資材運搬車などの施設器材や組立家屋などを譲与した。施設群は、以前から東ティモール政府関係者に対して、施設作業を実施するために必要な施設器材の操作・整備などに関する教育を実施してきた。この教育と併せて施設器材を贈与したことにより、東ティモールの国民自らが道路などの社会基盤の整備や災害時の復旧作業に取り組むための基礎作りにも寄与した。

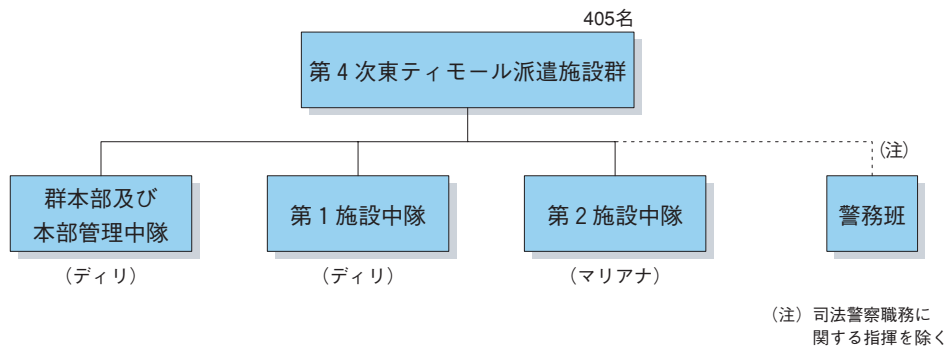
なお、UNMISSET軍事部門司令部には、司令部要員として自衛官のべ17名が派遣され、施設業務の企画調整、後方支援業務の調整などの任務を行った。

東ティモールは、1年を通じて高温・多湿であり、また、派遣施設群は複数の地域に分かれて活動し、宿営地も異なるなど、業務実施上様々な制約を受けていたが、東ティモール復興に向けた住民の活動を支援するため、各隊員は、旺盛な責任感をもって業務を実施した。今回の活動を通じ、自衛官の高い規律心・責任感、高い作業能力、統制ある行動は、現地の住民、国連、諸外国のUNMISSET参加部隊などからも高く評価された。



グスマン・東ティモール大統領（右）と会談する浜田副長官（左）

第4次東ティモール派遣施設群の編成



ゴラン高原国際平和協力業務

ゴラン高原の国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）²は、停戦に合意したシリアとイスラエルの間に設定された兵力引き離し地帯に展開して国連平和維持活動を行っており、本活動への参加は、中東和平のための国際的努力に対するわが国の人的な協力としての意義を有する。

政府は95（同7）年12月、自衛隊の部隊などのUNDOFへの派遣を決定し、96（同8）年1月に、第1次ゴラン高原派遣輸送隊43名がカナダの輸送部隊と交代した。以来、約6か月交代で部隊を派遣し、本年5月現在、第17次ゴラン高原派遣輸送隊が派遣されている。

派遣輸送隊は、UNDOFの活動に必要な日常生活物資などを、イスラエル、シリア、レバノンの港湾、空港、市場などから各宿营地まで輸送したり、道路を補修したりするなどの後方支援業務を行っている。派遣輸送隊は、カナダ部隊など同一宿营地に居住し、隊員の給食などを共同で行っており、関係国との交流を深めている。

さらに、空自は、派遣輸送隊に対する物資輸送のためC-130H輸送機やU-4多用途支援機を半年に一度の割合で派遣している。また、UNDOFの司令部要員として自衛官2名が派遣され、輸送などの後方支援分野に関する企画・調整やUNDOFの活動に関する広報や予算関連の業務を行っている。司令部要員は、おおむね1年ごとに交代しており、本年5月現在、第9次の司令部要員がUNDOFの司令部に派遣されている。

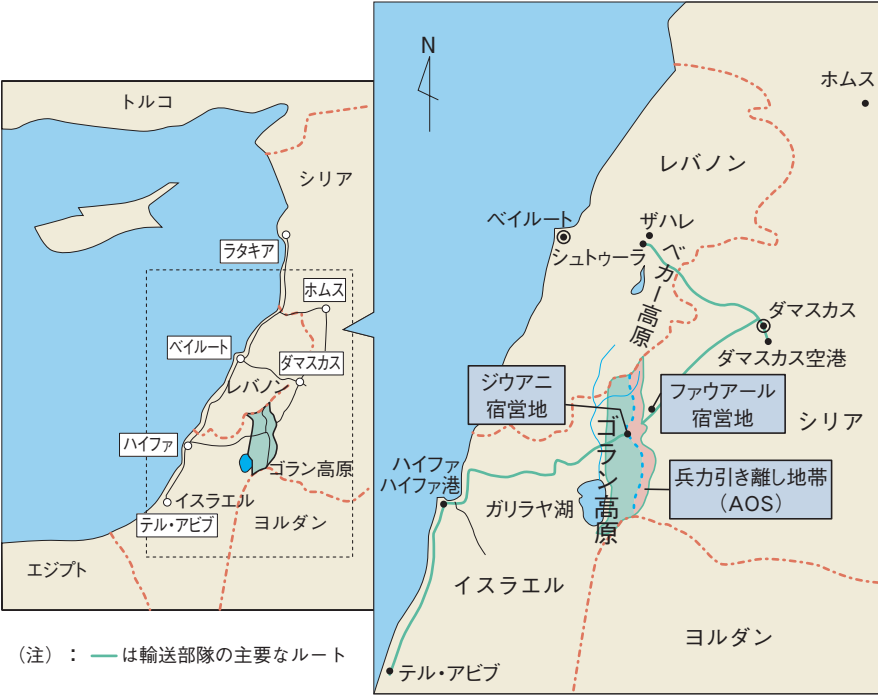
UNDOFへの派遣期間は、当初、2年をめどとされていたが、国連からの強い要請、わが国要員の活動に対する国連や関係国からの高い評価、中東和平への人的協力の重要性などを考慮して総合的に検討した結果、これまで8年以上にわたり継続している。

² シリア南西部のゴラン高原でイスラエルとシリア間の停戦監視と両軍の兵力引き離しなどに関する合意の履行状況の監視を任務としている。74（昭和49）年に設立され、現在まで約30年間にわたり活動を継続。

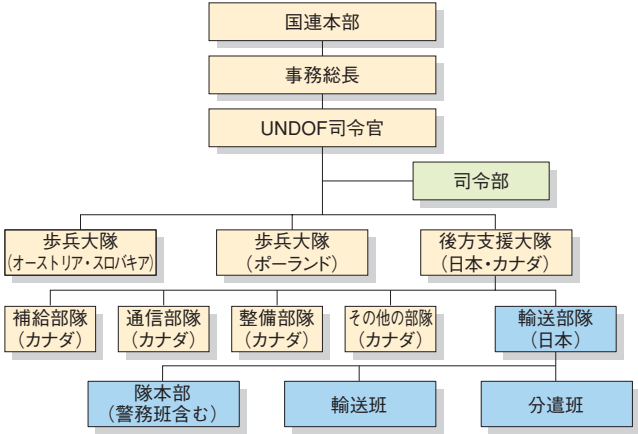


生活物資の輸送を行う隊員

ゴラン高原周辺図



UNDOFの概要



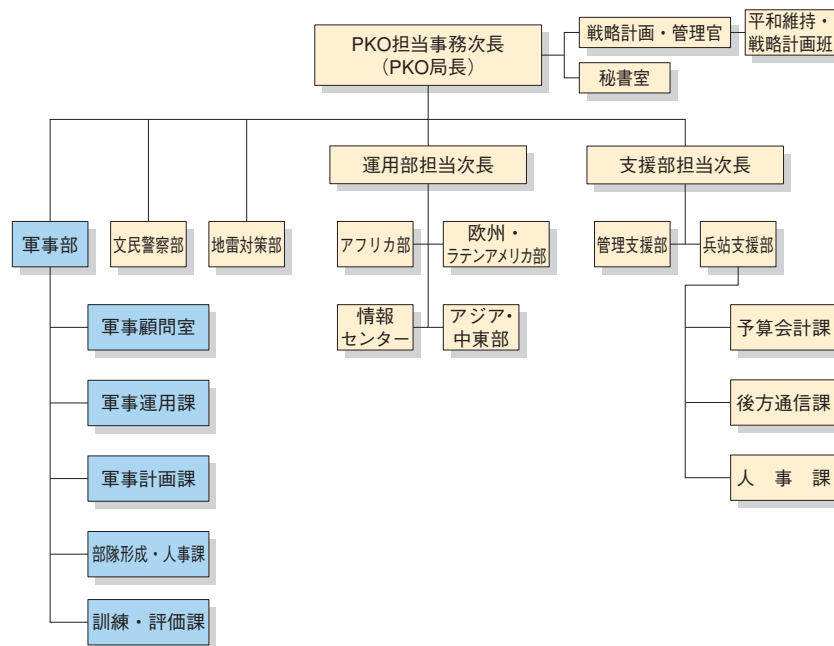
国連平和維持活動局への自衛官の派遣

00（同12）年、国連は、国連平和維持活動を含む国連の平和活動に関するあらゆる問題の見直し・検討を行うために国連平和活動検討パネル³を設置した。このパネルで、国連本部の平和維持活動支援能力を強化するため、平和維持活動局（国連PKO局）の人員増強などが勧告されたことを受け、国連は同局職員の増員を行った。

これらを踏まえ、国連が行う国際平和のための努力に積極的に寄与するとの観点から、01（同13）年11月、国連PKO局に防衛庁の職員を派遣するため、防衛庁派遣職員処遇法⁴が改正され、02（同14）年12月、同法により、陸上自衛官1名が、米国にある国連PKO局軍事部軍事計画課に派遣された。防衛庁から同局への要員派遣はこれが初めてであり、派遣された陸上自衛官は、国連平和維持活動の方針や計画の策定などの業務に従事している。

³ 00（平成12）年、アナン国連事務総長より、平和活動に関する国連の能力強化のための方策について勧告を行うよう要請を受けて設置された検討パネル。委員は、ブラヒミ元アルジェリア外相（委員長）、志村津田塾大学学長ほか全10名。
⁴ 正式名称は、「国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律」

国連平和維持活動局の概要



3 国際緊急援助活動への取組

防衛庁・自衛隊は、人道的な貢献やより安定した安全保障環境の構築の見地から、国際緊急援助活動に積極的に取組むこととしている。具体的には、初めての国際緊急援助活動となった98（平成10）年のホンジュラスへの陸・空自の部隊派遣¹、99（同11）年のトルコへの物資の海上輸送²、01（同13）年2月のインド地震³、昨年12月のイラン南東部地震に際しての援助物資の航空輸送などを行った⁴。

（1）国際緊急援助隊法

87（昭和62）年の「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（国際緊急援助隊法）の施行以来、わが国は海外、特に開発途上地域で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府などの要請に応じ、国際協力事業団（現国際協力機構）を通じ国際緊急援助活動を行ってきた。

また、92（平成4）年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動やそのための人員などの輸送を行うことが可能となった。

以来、自衛隊は、現地で移動、宿泊、給食、給水、通信、衛生などの支援が受けられない場合でも、その装備や組織、平素からの訓練などの成果を活かし、自己完結的に医療活動などの国際緊急援助活動を行う態勢を維持してきた。

¹ ハリケーンにより大きな被害を受けた首都テグシガルバに陸自の部隊を派遣し、医療、防疫活動を行った。また、空自の部隊は、医療器材などの航空輸送を行った。

² トルコ西部で発生した大規模な地震による被災民救援のため、国際緊急援助活動に必要な物資（仮設住宅）の輸送を海自の輸送艦など3隻で行った。

³ インド西部で発生した大規模な地震により大きな被害を受けたグジャラート州に対し、空自の部隊がテントなどの救援物資の航空輸送を行った。また、現地において陸自の部隊が空輸されたテントなどをインド側に引き渡すとともに、その組み立て要領の指導を行った。

⁴ 資料39（p395）参照。

自衛隊による国際緊急援助活動など

98.11～98.12	ホンジュラスのハリケーンに際しての国際緊急援助活動
99.9～99.11	トルコ北西部地震に際しての国際緊急援助活動に必要な物資の輸送
01.2	インド地震に際しての国際緊急援助活動
03.12～04.1	イラン南東部地震に際しての国際緊急援助活動に必要な物資の輸送

(2) 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊が行う国際緊急援助活動は、個々の災害の規模や態様、被災国政府や国連など国際機関からの要請内容など、その時々状況により異なったものになる。しかし、これまでの国内での各種災害派遣の実績から見て、

- ① 応急治療、防疫活動^{ぼうえき}などの医療活動
- ② ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動
- ③ 浄水装置を活用した給水活動

などの協力、自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した人員・資器材の被災地までの輸送を行うことができる。

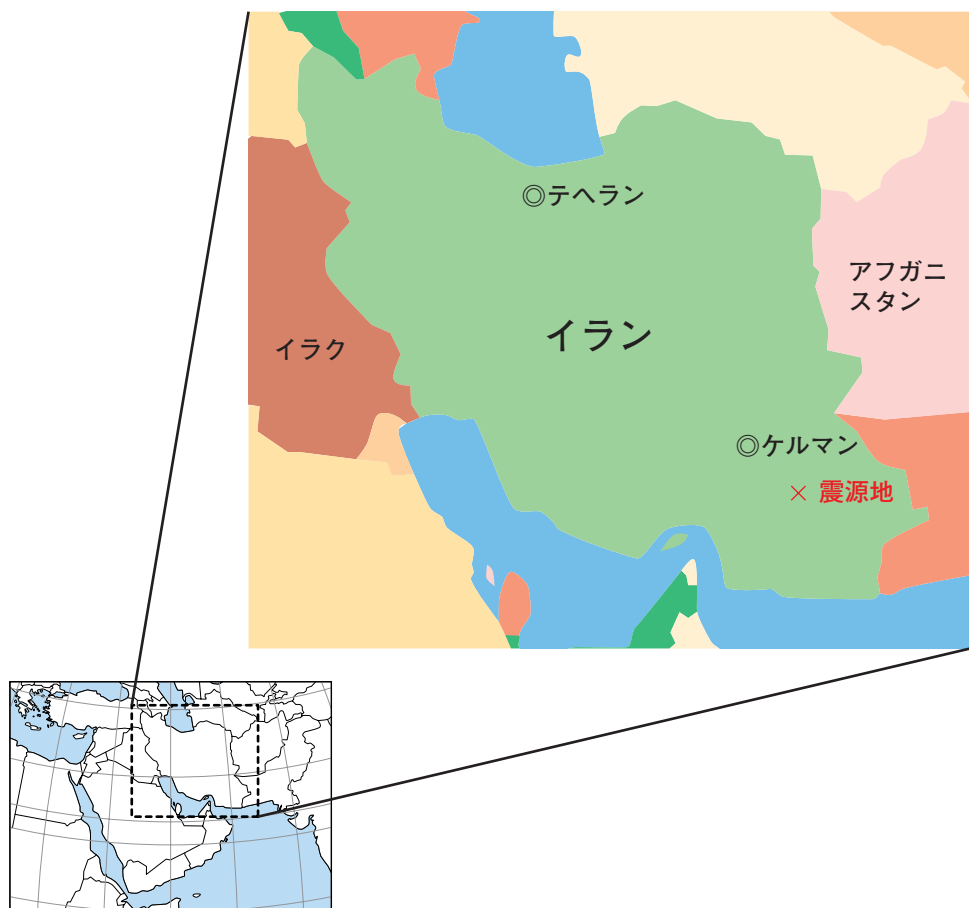
陸自は、医療、輸送の各活動やこれらに給水活動を組み合わせた活動をそれぞれ自己完結的に行えるよう、各方面隊が6か月ごとに持ち回りで任務に対応できる態勢を維持している。また、海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団などが、国際緊急援助活動を行う部隊や同部隊への補給品などの輸送ができる態勢を維持している。

(3) イラン南東部地震に際しての国際緊急援助活動

昨年12月26日にイラン南東部で発生した地震により、ケルマン州を中心に甚大な被害が生じた。

このため、イラン政府からわが国に対し、被災民のためのテントなどの救援物資の供与の要請があり、同月29日、外務大臣から防衛庁長官に対し、国際緊急援助隊法に基づく協力を求める協議がなされた。

イラン周辺図



同日、防衛庁長官は、空自に対し、イランへの援助物資の航空輸送を行う旨の命令を発出した。これを受けて、空自は、輸送機（C-130H）2機、人員31名からなるイラン国際緊急援助空輸隊を編成した。

同月30日、輸送機2機が小牧基地（愛知県小牧市）を出発、那覇経由でシンガポールにおいて緊急救援物資のテント60張と毛布2,000枚などを搭載し、マレ（モルジブ）などを経由して、1番機は本年1月1日、2番機は同月2日、イラン・ケルマン空港に到着し、援助物資をイラン赤新月社に引き渡した。その後、同月6日までに小牧基地に帰投した。



被災地を調査する隊員



輸送した援助物資を降ろすC-130H輸送機